

## 岸本町・溝口町合併協議会 第6回会議

日時 平成15年10月8日(水)午後2時から  
場所 岸本町農村環境改善センター 多目的ホール

### 1. 開会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 報告事項

- (1) 議員等の定数及び任期小委員会の審議状況について(資料当日配布)・・・ 2
- (2) 協議項目 5 財産の取り扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) 協議項目 20 諮問機関の取り扱いについて・・・・・・・・・・・・ 5
- (4) 協議項目 25 - 4 各種事務事業の取り扱い(負担金の取り扱い)について・ 6
- (5) 協議項目 25 - 10 各種事務事業の取り扱い(女性政策事業)について・・・ 7
- (6) 協議項目 25 - 11 各種事務事業の取り扱い(地域開発関係事業)について・ 8
- (7) 協議項目 25 - 13 各種事務事業の取り扱い(広報公聴事業)について・・・ 9
- (8) 協議項目 25 - 27 各種事務事業の取り扱い(衛生関係事業)について・・・ 10
- (9) 協議項目 25 - 42 各種事務事業の取り扱い(その他)について・・・・・・・・ 11

### 4. 協議事項

- (1) 平成15年度岸本町・溝口町合併協議会補正予算(第1号)について・・・ 12
- (2) 新町の本庁舎位置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

### 5. 提案事項

- (1) 協議項目 23 電算システムの取り扱いについて・・・・・・・・・・・・ 15

### 6. その他

- (1) 岸本町・溝口町合併まちづくり委員会提言書について・・・・・・・・ 別添
- (2) 次回開催日について

(案) 11月第2水曜日: 11月12日 午後2時から 溝口町中央公民館

### 7. 副会長閉会あいさつ

岸本町・溝口町合併協議会委員名簿

職名	委員区分	氏名	備考
会長	1号委員 (行政関係)	河合 勝	岸本町長
副会長		住田 圭成	溝口町長
委員	1号委員 (行政関係)	石田 保	岸本町助役
		圓山 和紀	溝口町助役
	2号委員 (議会関係)	西村 忠	岸本町議会
		下村 有象	岸本町議会
		西郷 一義	岸本町議会
		野坂 明典	岸本町議会
		箕矢 静人	溝口町議会
		入江 正美	溝口町議会
		田中 宏	溝口町議会
		浦部 要右	溝口町議会
	3号委員 (学識経験者)	池田 義則	岸本町学識経験者
		大前 直	岸本町学識経験者
		山西 敷	岸本町学識経験者
		秋田 壽江	岸本町学識経験者
		白石 鉄平	岸本町学識経験者
		中野 喜弘	溝口町学識経験者
		松本 和三	溝口町学識経験者
		南葉 正明	溝口町学識経験者
		小谷 勢津子	溝口町学識経験者
監査委員		大森 正人	溝口町学識経験者
		高塚 一男	岸本町代表監査委員
		森谷 淳	溝口町監査委員

岸本町・溝口町合併協議会幹事会名簿

溝 口 町			岸 本 町		
幹事長	助役	圓山 和紀	副幹事長	助役	石田 保
幹事	教育長	木村 寛司	幹事	教育長	妹尾 千秋
	総務課長	森田 俊朗		総務課長	岡田 賢治
	企画課長	杉原 良仁		地域振興課長	鞍掛 宣史

岸本町・溝口町合併協議会事務局名簿

事務局長	石田 保	岸本町助役	室長	佐蔵 絢子	溝口町課長嘱託
副事務局長	圓山 和紀	溝口町助役	次長	齐下 正司	岸本町課長補佐
			次長	影山 知也	鳥取県主幹
			室長補佐	森 道彦	溝口町課長補佐
			主事	遠藤 友識	岸本町主事
			主事	小村 里美	岸本町嘱託

報告第1号

平成15年10月8日

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝 様

議員等の定数及び任期小委員会 委員長 箕矢 静人

議員等の定数及び任期小委員会第7回会議の審議状況について

このことについて、別紙とおり報告します。

## 別紙

### 議員等の定数及び任期小委員会会議報告書

当委員会では第7回の会議を開催し、協議結果を次のとおり報告します。

#### 1. 協議の経過

##### 第7回会議

開催日時 平成15年10月4日(土)午後1時30分～午後3時55分  
開催場所 岸本町農村環境改善センター 農事研修室  
出席委員 箕矢静人(委員長)、西村 忠(副委員長)、田中 宏、松本和三、  
西郷一義、山西 敦  
オブザーバー 石田保(岸本町助役)、圓山和紀(溝口町助役)

##### 会議内容

##### 報告事項

両町農業委員会との協議状況については、小委員会の素案や両町農業委員会からの要望書を踏まえて、両町の小委員会委員がそれぞれの農業委員会の代表と定数、任期、選挙区について協議を行った。任期については、統一選挙のある平成17年7月19日まで在任特例を適用するという意見で両町農業委員会で一致していた。選挙区については、岸本町では初回のみ小選挙区を、溝口町では小選挙区を設置してはという意見が分かれ、選挙による委員の定数については、岸本町は21名、溝口町は24名ということで意見が分かれた。

②県内の合併協議会における議員及び農業委員の任期や定数についての決定状況を資料により確認した。

##### 協議事項

農業委員会委員の任期及び定数等については、両町での協議結果を踏まえ、次のとおり取りまとめた。

○任期は、平成17年7月19日までとし、在任特例を適用する。

##### 理由

・県内の多くの農業委員会は、平成17年7月の統一選挙で改選を実施しており、県農業会議など上部団体の役員改選が行われるため、運営上都合がよい。

○選挙による委員の定数は、20名とする。

##### 理由

・農業委員は、地域性が強く、地域のバランスを考慮した定数とした。

・農地流動化を推進する必要があるため、地域の状況を把握した人が委員になる必要がある。また、受け持つ範囲が広範囲になり、農地や耕作者の把握が困難にならないような定数とした。

○選挙区については、第1回小委員会で小委員会の検討事項としていたが、在任特例を適用するため、合併後、新町で検討することとした。

○その他小委員会の意見

・推薦委員は、4名程度が適当ではないか

・推薦委員には積極的に女性の委員を入れて、男女共同参画の委員会としてはどうか

議会議員の定数及び任期については、回を重ねて慎重に審議した結果、次の3つの理由から合併目標を第1回協議会で決定した平成17年1月から3月に変更するよう当協議会に申し入れをするという結論に至った。

理由

1. 平成17年1月の合併では、50日以内の冬場の設置選挙となり、降雪等により山間部において選挙活動や投票等が不公平となることが予想される
2. 町長と議会議員の選挙を同時に実施することで選挙経費の節減を図ることができる
3. 合併までの調整や議論をするための時間を確保することができる

○上記の申入書案を作成し、内容を確認した。

次回の小委員会の開催予定は、今後の展開等のみて決定することとした。

岸本町・溝口町合併協議会協議項目

番号	協議項目	25 各種事務事業の取り扱い一覧			
1	合併の方式	25-1	財政事務	25-27	衛生関係事業
2	合併の期日	25-2	消防防災関係事業	25-28	同和人権対策事業
3	新町の名称	25-3	公共交通事業	25-29	上水道事業
4	新町の事務所の位置	25-4	負担金の取扱い	25-30	下水道事業
5	財産の取扱い	25-5	納税関係業務	25-31	土木建設事業
6	慣行の取扱い	25-6	出納業務	25-32	農林水産業事業
7	機構及び組織の取扱い	25-7	地域コミュニティ事業	25-33	商工業事業
8	条例、規則等の取扱い	25-8	情報通信事業	25-34	観光事業
9	議員定数及び任期の取扱い	25-9	地域間交流事業	25-35	治山治水事業
10	農業委員会委員定数及び任期の取扱い	25-10	女性政策事業	25-36	小中学校の通学区域
11	特別職の職員の身分	25-11	地域開発関係事業	25-37	学校教育事業
12	一般職の職員の身分の取扱い	25-12	交通安全事業	25-38	学校給食事業
13	広域行政の取扱い	25-13	広報公聴事業	25-39	社会教育事業
14	公共的団体の取扱い	25-14	医療費助成	25-40	社会体育事業
15	消防団の取扱い	25-15	健康づくり事業	25-41	文化振興事業
16	地方税の取扱い	25-16	母子保健事業	25-42	その他
17	使用料、手数料等の取扱い	25-17	老人保健事業		
18	補助金、交付金の取扱い	25-18	高齢者福祉事業		
19	字名の取扱い	25-19	児童福祉事業		
20	諮問機関の取扱い	25-20	母子・父子・寡婦福祉事業		
21	国民健康保険事業の取扱い	25-21	障害者福祉事業		
22	介護保険事業の取扱い	25-22	その他福祉事業		
23	電算システムの取扱い	25-23	社会福祉協議会		
24	新町建設計画	25-24	環境対策事業		
25	各種事務事業の取扱い	25-25	窓口業務		
26	郡の所属の取り扱い	25-26	保育事業		

## 報告第2号

### 協議項目5 財産の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目5 財産の取り扱いについては、次のとおり調整する。

- 1 財産の取り扱いのうち、有価証券は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。  
(別添資料P1)
- 2 財産の取り扱いのうち、公用地活用事業は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。(別添資料P1)

平成15年10月8日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

## 報告第3号

### 協議項目 20 諮問機関の取扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 20 諮問機関の取扱いについては、次のとおり調整する。

- 1 諮問機関の取扱いのうち、民生委員推薦会については、現行のとおり新町に引き継ぎ、報酬は合併時に一元化するものとする。(別添資料P2)
- 2 諮問機関の取扱いのうち、老人ホーム入所判定委員会については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。(別添資料P2)

平成15年10月8日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝



協議項目 25-4 各種事務事業の取扱い（負担金の取り扱い）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25-4 各種事務事業の取扱い（負担金の取り扱い）については、次のとおり調整する。

- 1 負担金の取り扱いのうち、大山ゴルフクラブ会員負担金については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町名義に変更するものとする。（別添資料P3）
- 2 負担金の取り扱いのうち、大山平原ゴルフクラブ会員負担金については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町名義に変更するものとする。（別添資料P3）
- 3 負担金の取り扱いのうち、グリーンパーク大山ゴルフクラブ会員負担金については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町名義に変更するものとする。（別添資料P3）
- 4 負担金の取り扱いのうち、大山アークカントリークラブ負担金については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町名義に変更するものとする。（別添資料P3）
- 5 負担金の取り扱いのうち、ダイワロイヤルメンバーズクラブ負担金については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町名義に変更するものとする。（別添資料P3）
- 6 負担金の取り扱いのうち、広域行政等負担金(保険福祉部会関係)については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。（別添資料P4）
- 7 負担金の取り扱いのうち、県社会福祉協議会負担金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。（別添資料P4）
- 8 負担金の取り扱いのうち、障害者福祉団体等への負担金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。（別添資料P4）

平成15年10月8日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

報告第5号

協議項目 25-10 各種事務事業の取扱い（女性政策事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25-10 各種事務事業の取扱い（女性政策事業）については、次のとおり調整する。

1. 男女共同参画事業については、合併後に一元化するものとする。（別添資料P5）

平成15年10月8日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

協議項目 25-11 各種事務事業の取扱い（地域開発関係事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25-11 各種事務事業の取扱い（地域開発関係事業）については、次のとおり調整する。

1. 名刺台紙作成業務については、合併時に一元化するものとする。（別添資料P6）
2. 岸本町開発指導要綱事務については、合併時に、岸本町の開発指導要綱を基に新要綱を制定するものとする。（別添資料P6）
3. 電源交付金事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。（別添資料P6）
4. 花回廊振興事業については、合併時に一元化するものとする。（別添資料P7）

平成15年10月8日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

## 報告第7号

### 協議項目 25-13 各種事務事業の取扱い（広報公聴事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25-13 各種事務事業の取扱い（広報公聴事業）については、次のとおり調整する。

1. ホームページについては、合併時に一元化するものとする。（別添資料P8）
2. 溝口町行政連絡については、合併時に広報誌で一本化するものとする。（別添資料P8）
3. 町報については、合併時に一元化するものとする。（別添資料P8）
4. 町勢要覧については、合併後に新たに作成するものとする。（別添資料P8）
5. 部落座談会については、合併後に調整するものとする。（別添資料P8）

平成15年10月8日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

報告第8号

協議項目 25-27 各種事務事業の取り扱い（衛生関係事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25-27 各種事務事業の取扱い（衛生関係事業）については、次のとおり調整する。

- 1 衛生関係事業のうち、献血推進事業については、岸本町の例によるものとする。  
(別添資料P9)

平成15年10月8日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

協議項目 25-42 各種事務事業の取り扱い（その他）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25-42 各種事務事業の取扱い（その他）については、次のとおり調整する。

○ 情報公開

- 1 情報公開制度については、合併時に一元化し、条例は溝口町の例によるものとする。（別添資料P10）
- 2 個人情報保護制度については、合併時に一元化するものとする。（別添資料P10）
- 3 情報公開・個人情報保護審査会については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。（別添資料P10）
- 4 行政手続制度については、合併時に一元化し、条例は溝口町の例によるものとする。（別添資料P10）

○ 選挙

- 1 ポスター設置場所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。（別添資料P11）
- 2 選挙管理委員会委員の任期・報酬については、合併時に一元化するものとする。（別添資料P11）
- 3 投票所の設置数については、当面、現行のとおりとし、新町の選挙管理委員会で早急に見直すものとする。（別添資料P12）
- 4 不在者投票及び期日前投票所の設置数については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。（別添資料P12）
- 5 開票所の設置数については、合併時に一元化するものとする。（別添資料P12）

○ 地籍調査事業

- 1 地籍調査事業については、合併後に一元化するものとする。（別添資料P13）

平成15年10月8日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

協議第 1 号

平成 1 5 年度 岸本町・溝口町合併協議会補正予算(第 1 号)

平成 1 5 年度岸本町・溝口町合併協議会補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7 0 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 7 , 7 0 5 千円とする。

2 歳入歳出の補正の款項目の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別紙「平成 1 5 年度岸本町・溝口町合併協議会補正予算(第 1 号)」による。

平成 1 5 年 1 0 月 8 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

## 平成15年度 岸本町・溝口町合併協議会補正予算(第1号)

### 1. 歳 入

(単位:千円)

款	項	目	予 算 現 額				説 明		
			補正前 予算額	補 正 予算額	計	節			
						区 分			金額
1	負担金		27,000	704	27,704				
	1	負担金	27,000	704	27,704				
		1	負担金	27,000	704	27,704	1 市町村負担金	704	岸本町 352 溝口町 352
2	諸収入	1 諸収入	1	0	1				
		計	27,001	704	27,705				

### 2. 歳 出

(単位:千円)

款	項	目	予 算 現 額				説 明		
			補正前 予算額	補 正 予算額	計	節			
						区 分			金額
1	事業運営費		26,917	704	27,621				
	1	会議費	2,979	553	3,532				
		1	会議費	1,628	553	2,181	1 報酬	530	委員報酬 530
						11 需用費	23	食糧費 23	
	2	事務局費	14,365	49	14,414				
		1	事務局費	45	49	94	9 旅費	49	出張旅費 49
	3	事業推進費	9,573	102	9,675				
		1	事業推進費	7,312	102	7,414	11 需用費	81	消耗品(アンケート関係) 81
						12 役務費	704	通信費(アンケート関係) 704	
						13 委託料	683	新町建設計画策定 683	
2	予備費	1 予備費	84	0	84				
		計	27,001	704	27,705				



協議第 2 号

新町の本庁舎位置について

新町の本庁舎は、岸本町役場に置く。

所在地 鳥取県西伯郡岸本町吉長 3 7 番地 3

平成 1 5 年 1 0 月 8 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

## 提案第1号

### 電算システムの取扱いについて

電算システムの取扱いについては、次のとおり調整する。

1. 両町が同じシステムを導入している場合、合併時までにデータの統合等の調整により、合併時に一元化を図る。
2. 両町が異なるシステムを導入している場合、または、どちらか一町のみがシステムを導入している場合には、システムを新町にそのまま引継ぐか、どちらかのシステムに一元化を図る。
3. 現在、導入予定が決まっていないシステムは、調整対象とせず、新町で検討する。
4. 新町の電算処理に必要な機器等（サーバー等の共用する機器及びシステム）のうち、新町発足までに準備が必要なものは、どちらか一方の町が予算計上して導入し、もう一方の町が応分の負担金を支払う。導入した機器等は、新町に引継ぐ。

平成15年10月8日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

No.	システム名	導入状況		新町 対応	ベンダー名 (開発/提供)	保守業者名	処理 形態	調整方針
		岸本	溝口					
住 基 系	1 住民記録				TKC	情報センター	CS	合併時に一元化を図る
	2 住民基本台帳ネットワーク				国	情報センター	CS	合併時に一元化を図る
	3 印鑑登録				TKC	情報センター	CS	合併時に一元化を図る
	4 国民健康保険(資格)				TKC	情報センター	CS	合併時に一元化を図る
	5 国民年金				TKC	情報センター	CS	合併時に一元化を図る
	6 老齢福祉年金				TKC	情報センター	B	合併時に一元化を図る
	7 戸籍				TKC	情報センター	CS	合併時に一元化を図る
	8 選挙				TKC	情報センター	B	合併時に一元化を図る
	9 教育				TKC	情報センター	B	合併時に一元化を図る
	10 国民年金被保険者照会				社会保険庁		PC	合併時に一元化を図る
税 務 情 報 系	1 個人住民税				TKC	情報センター	CS	合併時に一元化を図る
	2 固定資産税				TKC	情報センター	CS	合併時に一元化を図る
	3 軽自動車税				TKC	情報センター	CS	合併時に一元化を図る
	4 国民健康保険(賦課)				TKC	情報センター	CS	合併時に一元化を図る
	5 法人住民税				TKC	情報センター	CS	合併時に一元化を図る。岸本町のシステムを活用。
	6 申告支援				TKC	情報センター	CS	合併時に一元化を図る
	7 収納管理				TKC	情報センター	CS	合併時に一元化を図る
	8 口座				TKC	情報センター	CS	合併時に一元化を図る
	9 納税組合管理				TKC	情報センター	CS	合併時に一元化を図る
	10 宛名管理(税宛名)				TKC	情報センター	CS	合併時に一元化を図る
	11 家屋評価システム				リコー	リコー	PC	現行のまま新町に引継ぐ
福 祉 系	1 児童手当				TKC	情報センター	CS	合併時に一元化を図る
	2 介護保険				TKC	情報センター	CS	合併時に一元化を図る。運営形態の検討。広域システム(南部・箕ヶ屋)か単町システム(溝口町)
	3 保育料				TKC	情報センター	CS	合併時に一元化を図る
	4 健康管理				TKC	情報センター	CS	合併時に一元化を図る
	5 特別医療				情報センター	情報センター	CS	合併時に一元化を図る
	6 老人保健				TKC	情報センター	CS	合併時に一元化を図る
	7 支援費				TKC	情報センター	CS	合併時に一元化を図る
内 部 情 報 系	1 財務会計				TKC	情報センター	CS	合併時に一元化を図る 溝口町はバージョンアップを行う。
	2 文書管理				TKC	情報センター	CS	合併時に一元化を図る
	3 電子決済				TKC	情報センター	CS	岸本町がH16.1月から試行。H16.4月導入 合併時に一元化を図る。
	4 人事・給与				福井システム	情報センター	PC	合併時に一元化を図る
	5 起債管理				TKC	情報センター	CS	合併時に一元化を図る 溝口町C/S化をH16.4月稼働で準備中
	7 水道事業企業会計				TKC	情報センター	CS	現行のまま新町に引継ぐ
	8 例規業務				ぎょうせい	ぎょうせい	PC	現行のまま新町に引継ぐ 新町例規で対応
	9 グループウェア				情報センター	情報センター	CS	合併時に一元化を図る
	そ の 他	1 上水道				TKC	情報センター	CS
2 下水道					TKC	情報センター	CS	合併時に一元化を図る
3 農家台帳					TKC	情報センター	CS	合併時に一元化を図る
4 国保ライン・国保情報					ケイズ・情報センター	ケイズ・情報センター	PC	合併時に溝口町のシステムに一元化を図る
5 国保レセプト					情報センター	情報センター	B	合併時に一元化を図る
6 土木設計積算					FTT	情報センター	PC	現行のまま新町に引継ぐ
7 地籍管理					岸本・両備システム	溝口・国土情報	PC	現行のまま新町に引継ぎ、合併後に一元化する
8 農林積算					業者	県土連	PC	合併時に一元化を図る
9 河川情報					業者	河川情報センター	PC	合併時に一元化を図る
10 有線テレビ使用料					情報センター	情報センター	PC	現行のまま新町に引継ぐ

(注)処理形態 「CS:クライアントサーバ方式」「PC:スタンド・アロン方式」「ON:オンライン方式」「B:バッチ処理のみ」

提案第2号

農業委員会委員定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員定数及び任期等の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 農業委員会は、合併時に統合し、両町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。
- 2 選挙による委員の定数は、20名とする。

平成15年10月8日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝